

第32軍司令部壕保存・公開検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 第32軍司令部壕の保存・継承及び公開に向けて、その取組に必要な課題及び施策の方向性について、有識者から意見を聴取するため、第32軍司令部壕保存・公開検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

(役 割)

第2条 検討委員会は、沖縄戦において第32軍司令部壕が果たした役割等の歴史的価値を次世代に継承するため、壕の保存・公開の可能性及び平和発信・継承のあり方等について、調査及び検討を行い、意見を取りまとめ知事へ提言する。

(組 織)

第3条 検討委員会は、別表1に掲げる分野の委員10人で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦のあった者
- (3) その他知事が必要と認める者

2 委員の任期は、依頼した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間の終期までに知事への提言がなされない場合は、延長することができる。

3 委員が欠けた場合、知事は後任の者を依頼することができる。この場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員長代理)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 検討委員会に委員長代理を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料等の提出を求めることができる。

(検討グループ)

第6条 検討委員会を円滑かつ効果的に開催するため、検討委員会の下に第32軍保存・公開検討委員会検討グループ（以下「検討グループ」という。）を置く。

2 検討グループの設置、運営に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 検討委員会に事務局を置く。

2 事務局は、別表2に掲げる横断的組織とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、沖縄県子ども生活福祉部女性力・平和推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年11月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月5日から施行する。

別表1 (第3条関係)

	分野
1	法律
2	経済／観光
3	沖縄戦研究
4	戦跡文化財
5	地質学
6	地盤工学
7	トンネル工学
8	地域振興
9	平和教育
10	情報技術

別表 2 (第 7 条関係)

	組織名称	所掌事務
1	沖縄県子ども生活福祉部 女性力・平和推進課	平和の発信、沖縄戦の実相の継承等に関する事。こと。
2	沖縄県知事公室 特命推進課	技術的調査、財源確保等に関する事。こと。
3	沖縄県子ども生活福祉部 保護・援護課	遺骨収集等に関する事。こと。
4	沖縄県土木建築部 都市公園課	首里城公園管理等に関する事。こと。
5	沖縄県教育庁文化財課	文化財、戦争遺跡、沖縄県史、沖縄戦研究等に関する事。こと。
6	沖縄県教育庁 県立学校教育課	平和教育等に関する事。こと。
7	那 覇 市	地域振興、まちづくり、文化財等に関する事。こと。
8	技術支援業務受託者	壕の保存・管理、地質、地盤、地下水、物性値 その他壕内環境に関する事。こと。